

## 石川の農林漁業まつり出店における注意事項について

### 1 出店条件

(1) 主な販売商品が県産食材またはその加工品であること。

- ・販売品目のうち、過半数以上で県産食材を使用した販売商品としてください。
- ・県産食材を使用した販売商品とは、その商品のメインとなる食材の半数以上に県産食材を使用している商品を指します。

例：たこ焼きの場合 → たこ又は小麦粉  
焼きそばの場合 → そば又はその他の具材（肉含む）の半数以上の品目  
牛串、豚串の場合 → 能登牛、能登豚、など  
※調味料のみは NG。

- ・飲料も基本的には県内で生産されたものとしませんが、その他の商品がほぼ県産食材またはその加工品である場合は、特に制限しません。
- ・出店の可否は、主催者と協議の上決定します。

(2) 石川県内の団体であること。

※県内の団体であっても、他県の PR につながる商品の販売や装飾を行う団体は認めません。

### 2 県産食材使用の表示

主な販売商品が県産食材またはその加工品であることを来場者にアピールするため、統一の様式で「〇〇産□□を使っています」等を記載したパネルを用意します。まつり当日はブースの目立つ箇所に設置してください。(別紙 4 参照)

### 3 出展者ルールの順守

例年、「閉場時間前に撤収しているブースがあり、来場者に失礼」という意見が多いことから、出展者ルールを設けました。ブースの撤収は閉場時間（16:00）まで行わないこと、早い時間に売切れにならないよう販売の時間や回数・量を調整するなど、ご協力をお願いいたします。

※詳細は出店決定通知とあわせて送付いたします。

### 4 その他

- ・9月下旬に全出店者を対象とした出展者説明会を開催します。時間や会場は事前にご連絡しますので、担当の方はできる限り出席をお願いします。
- ・火気を使用するブースには、まつり前日（夕方）に消防による点検が行われます。点検までに機器の設置を完了し、担当者は必ずブースにいますようにしてください。
- ・注意事項を守っていただけない場合や事務局・設営業者からの指示に従っていただけない場合は、本年度の出店をお断りするとともに、次年度以降の出店案内についても控えさせていただく場合がございます。